

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 3 月 31 日 茨城県規則第 41 号</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。</p> <p>第 1 条～第 5 条は省略 (許可の申請)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 2 項に規定する申請書は，土地の埋立て等許可申請書(様式第 2 号)とする。</p> <p>2 条例第 6 条第 2 項第 12 号の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 申請者が条例第 7 条第 5 号ソに規定する未成年者である場合にあつては，その法定代理人の氏名(法定代理人が法人である場合にあつては，その名称並びに代表者及び役員の氏名)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 申請者に次条第 10 項に規定する使用人がある場合にあつては，その者の氏名</p> <p>3 条例第 6 条第 3 項の規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。</p>	<p style="text-align: center;">茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 3 月 31 日 茨城県規則第 41 号</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。</p> <p>第 1 条～第 5 条は省略 (許可の申請)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 2 項に規定する申請書は，土地の埋立て等許可申請書(様式第 2 号)とする。</p> <p>2 条例第 6 条第 2 項第 12 号の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 申請者が条例第 7 条第 5 号セに規定する未成年者である場合にあつては，その法定代理人の氏名(法定代理人が法人である場合にあつては，その名称並びに代表者及び役員の氏名)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(5) 申請者に次条第 9 項に規定する使用人がある場合にあつては，その者の氏名</p> <p>3 条例第 6 条第 3 項の規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。</p>

(1)～(2) 省略

(3) 申請者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書

(4) 申請者が条例第 7 条第 5 号アから ツまでに該当しない者であることを誓約する書面

(5) 申請者が条例第 7 条第 5 号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)

(6) 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するた

(1)～(2) 省略

(3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律(平成 11 年法律第 152 号)第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 1 項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないもの(以下「破産者で復権を得ないもの等」という。)に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書

(4) 申請者が条例第 7 条第 5 号アから チまでに該当しない者であることを誓約する書面

(5) 申請者が条例第 7 条第 5 号セに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書)

(6) 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等

めに必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)

(8) 申請者に次条第 10 項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

(9)～(29) 省略

4～5 省略

(許可の基準)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の規則で定める物質は、別表第 1 の左欄に掲げる物質とする。

2～7 省略

8 条例第 7 条第 5 号アの規則で定める者は、精神の機能の障害によ

に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)

(8) 申請者に次条第 9 項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書

(9)～(29) 省略

4～5 省略

(許可の基準)

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の規則で定める物質は、別表第 1 の左欄に掲げる物質とする。

2～7 省略

新設

り、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

9 条例第7条第5号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1)～(11) 省略

10 条例第7条第5号キ、コ、ク及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)～(2) 省略

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第7号)に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて知事に提出しなければならない。

2 省略

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第10項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写

8 条例第7条第5号ウの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1)～(11) 省略

9 条例第7条第5号カ、ケ、ソ及びタの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)～(2) 省略

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第7号)に第6条第3項に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて知事に提出しなければならない。

2 省略

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写

し、当該変更後の者が条例第 7 条第 5 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)

第 9 条～第 16 条 省略

し、当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)

第 9 条～第 16 条 省略

新

様式第2号(第6条第1項関係)
(第1面)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

旧

様式第2号(第6条第1項関係)
(第1面)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

(第2面)

- 添付書類
- 1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
 - 2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)及び印鑑登録証明書
 - 3 申請者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
 - 4 申請者が条例第7条第5号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 5 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)
 - 6 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - 7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)
 - 8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。) 第7条第10項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - 9 土地所有者一覧表
 - 10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
 - 11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
 - 12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
 - 13 施工管理者であることを証する書面

(第2面)

- 添付書類
- 1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
 - 2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)及び印鑑登録証明書
 - 3 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないもの(以下「破産者で復権を得ないもの等」という。))に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
 - 4 申請者が条例第7条第5号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 5 申請者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書)
 - 6 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - 7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)
 - 8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。) 第7条第9項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - 9 土地所有者一覧表
 - 10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
 - 11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあつては、土地を使用する権原を証する書面
 - 12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、請負契約書の写し
 - 13 施工管理者であることを証する書面

(第3面)

- 14 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)
- 15 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)
- 16 土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の2)
- 17 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- 18 埋立て等区域の現況平面図, 現況断面図及び面積計算書
- 19 埋立て等区域の計画平面図, 計画断面図及び雨水排水計画図
- 20 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面, 現況平面図, 計画平面図, 現況断面図, 計画断面図, 面積計算書及び土量計算書
- 21 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては, 土質柱状図
- 22 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- 23 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては, これらの書類に代えて, 当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
- 24 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては, 次に掲げる書類
 - (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
 - (2) スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
 - (3) 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書
 - (4) スtockヤードの位置を示す図面, 現況平面図及び現況断面図
 - (5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図
 - (6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
- 25 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- 26 擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁の構造計画, 応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 27 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- 28 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- 29 前各項に掲げるもののほか, 知事が必要と認める書類

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

(第3面)

- 14 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)
- 15 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)
- 16 土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の2)
- 17 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- 18 埋立て等区域の現況平面図, 現況断面図及び面積計算書
- 19 埋立て等区域の計画平面図, 計画断面図及び雨水排水計画図
- 20 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面, 現況平面図, 計画平面図, 現況断面図, 計画断面図, 面積計算書及び土量計算書
- 21 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては, 土質柱状図
- 22 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- 23 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては, これらの書類に代えて, 当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
- 24 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては, 次に掲げる書類
 - (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
 - (2) スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
 - (3) 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書
 - (4) スtockヤードの位置を示す図面, 現況平面図及び現況断面図
 - (5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図
 - (6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
- 25 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- 26 擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁の構造計画, 応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 27 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- 28 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- 29 前各項に掲げるもののほか, 知事が必要と認める書類

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

(第4面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
法定代理人(申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第4面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
法定代理人(申請者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第5面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	株 生年月日 性別	出資の額		本籍 住所
		保有する株式の数又は出資の金額 割合	円	
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			

規則第7条第10項に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第5面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数 (ふりがな) 氏名又は名称	株 生年月日 性別	出資の額		本籍 住所
		保有する株式の数又は出資の金額 割合	円	
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			

規則第7条第9項に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍
	役職名・呼称		住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
変更の内容	変 更 前
	変 更 後

変更の内容(茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	本 籍
			住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	

変 更 年 月 日

- 備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。
- 3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。
- 4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第10項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
変更の内容	変 更 前
	変 更 後

変更の内容(茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	本 籍
			住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	

変 更 年 月 日

- 備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。
- 3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。
- 4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第13号(第10条関係)

(第1面)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

様式第13号(第10条関係)

(第1面)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)による許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

(第2面)

届出者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人(届出者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

役員(届出者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第2面)

届出者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人(届出者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
		男・女	

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

役員(届出者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	本籍 住所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額 保有する株式の数 又は出資の金額 割合	円
	生年月日	性別		
(ふりがな) 氏名又は名称			本籍 住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第10項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額 保有する株式の数 又は出資の金額 割合	円
	生年月日	性別		
(ふりがな) 氏名又は名称			本籍 住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	本籍 住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。